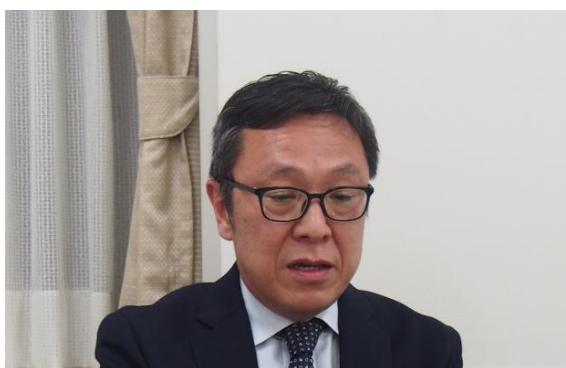


専門学校をとりまく法律の改正と展望

新樹法律事務所 弁護士 丸山 隆



1. はじめに

本日は「専門学校をとりまく法律の改正と展望」というテーマでお話をさせていただきます。

10年程前からコンプライアンス、法令順守が日本でも重要視されるようになりました。平成15年頃までの日本は国民性を表すような村社会、談合社会で、争いを好まず話し合いで解決しようとする傾向の社会でした。しかし国際化が進む中、日本のスタイルだけを継続するのは難しく、世界標準に合わせ法律に従い、問題が起きた時は裁判や法令を遵守した形で解決しないと世界との付き合いができない社会になりました。

そこで平成15年頃から法務省を中心に、国が法科社会に向けた整備を開始し、弁護士の増員、大幅な会社法の改正、個人情報の保護に関する法律でプライバシーを守る等の整備が行われました。パワーハラスメントやセクシャルハラスメント問題等も話し合いではなく法律に従って解決するという社会志向に変わり、その傾向はますます強くなっていると感じます。

さらにコロナウイルス感染症が今、世界を覆っていて、社会や国民の考え方は大きく変わったように思います。顔を突き合わせて積極的にコミュニケーションを取るのが日本独自のライフスタイル、生活スタイルでしたが、人と会う機会が減り出社しなくても仕事ができる就労環境もできました。これらにより新しいスタイルの生き方や就労環境や働き方が生まれ、国民社会の意識が変わってきたことから、今後は新しい生活に合った法律の改正も必要となるのではないかと感じています。

このような背景もあり、令和の時代になって様々な法律が改正・施行が行われています。令和3年度の改正・施行では、障害者差別解消法（改正）、新型インフルエンザ等対策特別措置法、著作権法

(改正)、私立学校法等(施行)が、令和2年においては民法(施行、債権法・相続法、特別養子縁組関連)、令和元年には働き方改革関連法等が施行されました。

専門学校学生関係では、障害者差別解消法、著作権法。教職員関係では私立学校法の改正、働き方改革関連法の改正、入管法の改正等が専門学校に直接関連があります。

本日は学生に関連のある法律を中心に説明をさせていただきます。

2. 障害者差別解消法の改正

最初に障害者差別解消法の改正についてです。この法律は令和3年5月に改正、3年以内の施行ということから、近々に施行される可能性がある重要な改正と思います。

従来からも障害者を差別すること自体、一般・事業者を含め全て禁止というのは法的義務でした。例えば入学試験で障害のある方を入学試験から排除することは元々禁止です。障害のある方から一定の配慮を求められたときは対応し、特に国や地方公共団体の場合は、できるだけ応えなければいけないというのが法的義務でした。一方、事業者の場合は、なるべく合理的配慮をして下さいという努力義務でしたが、この改正によって国や地方公共団体と同様に、合理的配慮の不提供の禁止が法的義務になったのが大きなポイントです。

障害者差別解消法の改正

3. 事業者の過重な負担がない範囲

事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

- 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財務状況

障害者から求められた場合の合理的な配慮の提供というのはどういうものかという、配慮が事業者・学校側にとって過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くための配慮を行わなければいけないということです。事業者には過重な負担がない範囲は線引きが難しく、各学校・事業者において、学校において個別の事案ごとに下表に書かれている要素を考慮した上で、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

具体的には、学校の事業規模とか予算、必要な費用とか財務状況からの判断になります。その求められた配慮が過重かどうか個別具体的に判断していくしかないと思います。

以下が、内閣府があげた教育現場における合理的配慮の具体例です。

- ・聴覚過敏の児童生徒のために机やいすの足に緩衝材をつけて雑音を軽減する
- ・視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物の情報量を減らす
- ・支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。
- ・意思疎通のために絵や写真カード、ＩＣＴ機器（タブレット端末）等を活用する
- ・入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する

これら具体例は、あまり費用もかからずある程度対応しやすいものが書かれていますので、実際に障害者から配慮を求められたときには、学校のマンパワーや予算、設備の環境を含めて対応できるかを考えなければなりません。

合理的配慮義務に違反した場合の罰則は法律には定められていませんが、学校が合理的配慮をしてくれないという苦情の申し立てを学生が役所に対して行い、繰り返されるような場合は監督指導官庁から報告を求められるケースが出てくると思います。報告の要請に対して虚偽の虚偽を行った場合は20万円以下の過料を課される可能性があるかと規定されています。過料よりもむしろ、合理的配慮を欠いていると社会的に公表されることの方がリスク、ダメージとしては大きいかもしれません。

この法律で求められるのは、あくまでも「過重な負担が無い範囲の配慮」に限定されているので、可能な限り対応の努力をする必要があると思います。

3. 著作権法の改正

次に著作権法の改正についてご説明します。今年の6月に改正されましたが、専門学校にとって重要なのは、平成30年に改正され令和2年4月に施行された35条の改正だと思います。改正時にはコロナの問題は発生していませんでしたが、結果的に時宜にかなった改正となりました。

学校では現在、インターネットを使用しての授業も多く各学校で取り入れておられると思います。これまでの法律では、インターネット配信による授業時に複製した著作物を使用する際は権利除外規定に入らないため、その都度、著作権者の許諾を得る必要がありました。しかし実態は実施されておらず、多くが著作権法違反になっている状態でした。

著作権者の利益を守るため、まとめて補償金を支払うことによって著作者の許諾を毎回得ることなく使用できるようにしたのが改正のポイントです。

改正著作権法35条の第1項には、学校その他の教育機関では教育のために公衆送信を行うことが規定されており、第2項には前項の規定において公衆送信する場合には保証金を払う必要があること、

第3項で公衆送信する場合でも、リアルタイムで遠隔合同授業つまり対面授業で使用了資料や講義映像を遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信するなど、一定の場合には補償金支払をしなくても良いケースがあると書かれています。

許諾が必要で補償金が必要な場合と許諾不要の場合が複雑で分かりにくい構造になっています。

まず許諾不要で無償で著作物を利用できると考えられる例です。

・リアルタイム遠隔合同授業

- ① 板書したエッセイの小部分を、インターネットを使った2校の遠隔授業で同時中継（送信）し、大型画面に表示する
- ② ①において配布する資料を授業中に送信する
- ③ 対面授業の様子を、インターネットを使って、生徒の自宅に同時送信する
- ④ 修学旅行の事前学習として、修学旅行先の現地の学校と、新聞記事や写真、テレビ番組の映像等を用いながらネットミーティングシステムでリアルタイムの遠隔交流授業を行う

次に、許諾不要で利用できるが補償金の支払いが必要だと考えられる例を挙げます。

・公衆送信（教室内学習）

- ① 教科書に掲載されているスキット（寸劇）を、教師が肉声で録音し、児童・生徒のみがアクセス可能なクラウド・サーバ（以下同じ）にアップロードする
- ② 教科書等の出版物から図版や文章を抜き出してプレゼンテーションソフトにまとめ、対面での授業中にクラウド・サーバを通じて児童のタブレット端末に送信する
- ③ 全国各地での取り組みを紹介した複数の新聞記事をプレゼンテーションソフトにまとめてクラウド・サーバにアップロードする
- ④ 授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるようにクラウド・サーバにアップロードする

・オンデマンド型公衆送信（教室外学習）

- ① 反転授業のための予習（事前学習）の資料として、教科書の著作物や絵画、写真などをクラウド・サーバにアップロードする
- ② 修学旅行で訪ねる文化施設についての説明の必要な部分をタブレットPCから参照できるようにするため、クラウド・サーバにアップロードする
- ③ 教員が教科書を使った授業動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できるような形式で配信する

・リアルタイム・スタジオ型公衆送信（教室外学習）

- ① 生徒がいない場の教員が、自宅等にいる児童生徒とネットミーティングシステムを使い、写真や教科書等の文章、新聞記事やウェブページ等を使ったオンライン授業を行う
- ② DVDに録画したテレビ番組を授業に必要な範囲で、教員のパソコンで再生し、生徒のタブレット端末へストリーミング配信する

- ③ 在宅の生徒に音楽に合わせて踊る踊りを教えるためにインターネットを用いて楽曲の全部をストリーミング配信する

著作権者の許諾が必要だと考えられる例には以下のようなものがあります。

- ① 教員が同一の画集の中から多くの作品を選んでスキャンして電子ファイルにしてクラウド・サーバにアップロードし、美術の授業で生徒が個々に配備されたタブレットでダウンロードする
- ② 教員が漢字ドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている漢字ドリルをスキャンして、児童に宿題としてメールで送信する
- ③ 教員が授業と直接関係ないものも含めて多数の小説をアップロードする
- ④ 教員が出版物の一部を、授業の都度、スキャンして生徒に予習の教材として複数回、電子ファイルでメール送信し、その結果、その出版物の多くの部分を送信する
- ⑤ 様々な分野に関するTV番組を授業で自由に使えるようにするため、継続的に録画し、クラウド・サーバにアップロードして蓄積し、ライブラリ化しておく
- ⑥ 授業に必要な範囲を超えて、映像や音楽の全編を学校の教員や児童生徒がいつでもダウンロード視聴できるようにしておく
- ⑦ 教師が、紙の教科書の全ページ又は大部分をスキャンし、PDF版デジタル教科書を作成して児童生徒に配信する
- ⑧ 学校のホームページ等に、パスワードをかけずに、教科書等を解説する授業映像を教師がアップロードし、児童生徒以外の誰でも見られる状態にしておく

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、SARTRAS（サートラス））は、補償金の指定管理団体です。SARTRASが改正法35条のガイドラインについて分かりやすい表を作成していますので、ホームページをご参照下さい。許諾の必要や有償無償が非常に複雑であることを考えると、SARTRASを通じて生徒一人当たり年間数百円支払えば何度でも使用可能になります。金額は生徒一人当たり60円から720円ですので、通常から配信して著作物を利用するというケースでは、まとめて補償金の支払いをしておいた方が安全かと思います。

4. 民法の改正

続きまして、民法の改正です。平成29年の改正法（令和2年4月1日施行）、一般の市民社会に非常に大きな影響のある改正です。その中では専門学校に係る「誓約書における責任極度額の設定が必要」という改正のポイントがあります。

これまで保証人については、主に金融機関では「根保証」として極度額を設定することで、例えば限度額を1,000万円と、定めるとその範囲内での貸し借りは有効としています。一方、これまでは一般の保証については限度額を定めない契約も保証契約として有効とされていました。皆さんもご承知のように保証額が過大になる可能性もあるため、昔から安易に保証人になってはいけないと言われてきました。限度額のない保証契約により保証人の生活が破綻してしまうというケースが多々あったためです。

今後は個人の保証人のリスクを軽減するため、個人が保証人になる場合にも責任極度額を定める必要があります。

専門学校に関しても、入学の際に提出を求める学生の保証人による誓約書等は、個人根保証契約に該当するため「極度額」の設定が必要です。在学中に学生が行ったことに関する一切の責任を負うといった包括的な記載は無効です。ご両親と責任極度額を定めないで誓約をしてしまうと契約自体が無効になりますので、必ず限度額を定める必要があります。

では極度額はいくらに設定すればよいのでしょうか。私もいくつかの学校にお聞きしましたが、2年課程であれば一年間の授業料が約80万円の場合、2年分の160万円に設定しているケースや、学費の未納や事故発生時の金額を想定し、300万円とか400万円という金額で設定している学校もありました。これまでは両親は子供のためだからと深く考えずにサインしていたと思うのです。しかしもし極度額が1,000万円とか、あまりに高額であれば躊躇するでしょうし、両親以外の他人がサインするのはもっと難しいかもしれませんので、ここは納得して頂けるような金額を設定せざるを得ないかもしれません。

学校では既に改正に対応された誓約書を作られていると思いますが、さらにリスクを避けるためには、ただの保証人ではなく「連帯保証人」としてサインして頂いた方が良いと思います。

ただの保証人の場合、例えば、ある学生が他の学生と喧嘩して怪我をさせてしまい、学校が管理責任を問われ、その治療費等を支払ったとします。学校は求償し怪我させた学生に対して、その分を払って下さいと言ったところ、学生が払わないので保証人に請求しました。その保証人は「本人が本当に払わないという意思を明確にしたなら私の方から支払います」という抗弁をするリスクがあります。本当に学生が払えないことを立証してからでないと保証人に請求ができないのです。もしこれが連帯保証人であれば学生本人に請求することなく、まず、お金のある保証人に請求することが可能になるので大きな違いです。

また保証人を2人がいた場合、もしただの保証人だったとすれば、1000万円請求する場合は、それぞれ500万円ずつを限度とする請求しかできません。もし保証人の片方に全く支払能力が無かったら、最終的に500万円の回収しかできないということになりかねないのです。これが連帯保証であれば、お金のある連帯保証人だけに1,000万円を払って下さいという請求ができます。

もしまだ保証人として誓約書にサインを頂いている学校があれば、連帯保証人に切り替える必要があると思います。

5. 私立学校法の改正

さらに皆様に関連のある私学法改正に少し触れたいと思います。

ガバナンスとは会社がグローバルスタンダードに従う形で企業統治を行うために、取締役会、監査役会等がきちんと機能し企業自身で管理監督するシステムです。より健全な企業経営のための会社法が次々と改正されています。

学校は営利を目的とする会社とは違いますが、公正な学校運営が必要であることから私学法が改正されています。理事の責任の明確化、監事の役割強化、利害関係取引における理事会での承認、利害関係のある議決に理事は参加できない等、ガバナンスの強化に関する改正です。例えば、ある理事長の公私混同を知りつつ他の理事が問題化せず学校に損害が発生した場合は、知っていて正さなかった他の理事にも損害賠償責任が発生します。

今後は定款や学校法人の社会的役割を認識した上で、学生や学校にとって何が一番の利益になるかを考え学校運営を行う必要があると考えます。

6. 総括

最後に総括ですが、今後はますます法令順守が叫ばれ、社会、会社、学校を公正に運営するため、あるいは弱者や個人を守るための法律が強化されていく方向性にあります。それに従い学校運営上のリスクや法律違反もしくは法的義務違反に関するリスクも増大していくでしょう。事故が無いように運営するのはもちろんですが、避けられない事故もあると思われますので、各種保険制度を利用してリスクに備えるのも一つの方法だと思います。

本日の内容に関連する法律については、文部科学省等のホームページ等をご参照下さい。

本日は長時間ご受講頂き、誠にありがとうございました。